

あきる野市教育委員会 11月定例会会議録

- 1 開催日 令和3年11月19日(金)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後4時04分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
- | | | |
|-------|-------------|--|
| 日程第 1 | 議案第27号 | 令和3年度あきる野市教育委員会所管
予算(第6号補正)について |
| 日程第 2 | 議案第28号 | あきる野市適応指導教室設置規則の一
部を改正する規則 |
| 日程第 3 | 議案第29号 | あきる野市体育施設の設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第30号 | あきる野市体育施設の設置及び管理に
関する条例施行規則の一部を改正する
規則 |
| 日程第 5 | 議案第31号 | あきる野市体育施設に係る指定管理者
の指定について |
| 日程第 6 | 報告事項(1) | あきる野市教育基本計画(第3次計画)
について |
| 日程第 7 | 報告事項(2) | あきる野市生涯学習推進計画(学びプ
ラン4)について |
| 日程第 8 | 教育長及び教育委員報告 | |
- 6 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 私 市 豊 |
| 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 |
| 委 員 | 丹 治 充 |
| 委 員 | 小 西 フミ子 |
| 委 員 | 坂 谷 充 孝 |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- | | |
|-------------|---------|
| 教 育 部 長 | 渡 邊 浩 二 |
| 指 導 担 当 部 長 | 草 刈 あずさ |
| 生涯学習担当部長 | 佐 藤 幸 広 |
| 教育総務課長 | 吉 岡 賢 |

教育施設担当課長	岩 崎 徹
学校給食課長	山 本 匡 俊
指導担当課長	樺 山 雄 三
生涯学習推進課長	沖 倉 英 基
スポーツ推進課長	長谷川 美 樹
図書館長	細 谷 英 広
指導主事	大 道 雅 士
指導主事	宇佐美 拓 郎

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

こんにちは。ここ何日間か本当に気持ちのいい過ごしやすい日が続いております。そして、今日は満月、そして皆既までいかないですけども、月食という天体ショーが見られます。月食の最大は 6 時 2 分だそうです。楽しみにしたいと思います。

本日は案件も多いですので、早速定例会に入りたいと思います。

ただいまからあきる野市教育委員会 11 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名については、田野倉委員と坂谷委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 27 号令和 3 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 6 号補正）についてを上程します。

説明を教育部長及び生涯学習担当部長にお願いします。

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

それでは、議案第 27 号令和 3 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 6 号補正）について説明させていただきます。

提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、令和 3 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 6 号補正）について、教育委員会の意見を求めるものでございます。

学校教育関係については、私から説明させていただきます。

それでは、歳入の表を御覧ください。第 15 款国庫支出金、02 国庫補助金、05 教育費国庫補助金の 430 万 8,000 円は、この後歳出で説明いたします感染症対策に必要な備品購入経費の 2 分の 1 が、学校保健特別対策事業費補助金として補助されることから、財源として計上するものでございます。

続きまして、歳出の表を御覧ください。第 10 款教育費、01 教育総務費、02 事務局費の事業名、学校感染症予防対策経費 863 万 1,000 円は、歳入で説明いたしました学校保健特別対策事業費で、補助金等を財源に国の感染症対策等の学校教育継続支援事業実施要領に基づいた感染症対策に必要な備品購入経費を計上するものでございます。

また、03 教育指導費の事業名、教育指導一般経費 125 万 9,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、栗原市との友好姉妹都市親善交流事業が中止となったことに伴い、特別旅費及び友好姉妹都市親善交流事業費補助金を減額するものでございます。

次に、02 小学校費、01 学校管理費の事業名、小学校維持管理経費 448 万 7,000 円は、感染症対策のため教室の換気に努めながら冷房等を使用したことや燃料単価の上

昇などにより、燃料費及び光熱水費に不足が生じることによる375万3,000円と、防犯カメラを設置しているNTTの電柱の取替え工事が行われることに伴いまして、カメラの仮設及び移設に要する経費37万4,000円、さらには西秋留小学校の特別支援教室の改築工事に伴い、必要となる備品購入経費36万円を計上するものであります。

また、事業名、小学校維持管理一括経費（施設管理）の444万円は、小学校5校でエアコン機器の修理を行ったことにより、今後の緊急補修等に不足が生じる見込みがあるため、修繕料を追加するものでございます。

次に、02教育振興費の事業名、小学校教育振興経費41万4,000円は、青梅信用金庫から教育振興のために指定寄附を受けたことから、小学校を対象に教育振興備品を購入するための経費を計上するものでございます。

また、事業名、小学校ICT環境管理経費の48万9,000円はタブレット端末の試行的な持ち帰りに際し、3クラス、120台分を想定したACアダプターの購入経費を計上するものでございます。

次のページを御覧ください。03中学校費、01学校管理費の事業名、中学校維持管理経費202万4,000円は、小学校同様、感染症対策のため教室の換気に努めながら冷房等を使用したことや燃料単価の上昇などにより光熱水費に不足が生じることから、増額するものでございます。

また、02教育振興費の事業名、中学校ICT環境管理経費48万9,000円は、こちらも小学校同様タブレット端末の試行的な持ち帰りに際し、3クラス、120台分を想定したACアダプターの購入経費を計上するものでございます。

また、事業名、中学校教育振興事業経費の112万5,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響で増戸中学校の修学旅行が中止となったことから、そのキャンセル料を補助金として計上するものでございます。

次のページを御覧ください。最後になりますが、06学校給食費、01給食総務費の事業名、給食センター運営一般経費（五日市）の625万3,000円は、調理員の人材派遣に係る入札について、不調により契約に至らなかった間の経費を不用額として減額するものでございます。

また、02給食事業費の事業名、学校給食事業経費（秋川及び五日市）の193万4,000円及び66万3,000円は、重油単価の高騰により燃料費に不足が生じることから、それぞれ増額計上するものでございます。

学校教育に関する補正予算の説明は以上でございます。

教育長（私市 豊君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

私からは、生涯学習関係の補正予算についてご説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算の補正からご説明させていただきます。第6号補正、歳入一覧表を御覧いただきたいと思っております。16都支出金、02都補助金、07教育費都補助金、スポーツ振興等事業費補助金63万円の減額補正ですが、東京2020大会の聖火リレーが公道で実施されなかったことから銘板作製の必要がなくなり、この経費に対する東京都からの

補助金を減額するものでございます。

その下の21諸収入、06雑入、05雑入、多摩・島しょ広域連携活動助成金400万円の減額補正ですが、例年12月に実施している小・中学生駅伝大会が新型コロナウイルス感染症により中止となったことから、この経費に対する市長会からの助成金を減額するものでございます。

次に、歳出のご説明をさせていただきます。第6号補正歳出一覧表の裏のページになります。04社会教育費を御覧いただきたいと思えます。05図書館費、中央図書館維持管理経費319万円の減額補正ですが、空調設備保守点検委託料について、競争入札による契約差金を補正するものでございます。

その下の08あきる野ルピア運営費のあきる野ルピア運営管理経費、指定管理施設減収補償金119万2,000円ですが、指定管理者制度を導入しているルピア3階及び4階部分について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による今年7月から9月までの事業収入の減収分を指定管理者に対して補償するための増額補正でございます。

次に、05保健体育費でございます。01保健体育総務費、社会体育振興経費466万8,000円の減額補正と、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業経費126万円の減額補正ですが、ただいま歳入予算でご説明させていただきました小・中学生駅伝大会の中止と公道での聖火リレーの中止によって、銘板作製がなかったことから、これらに係る歳出予算を減額するものでございます。

02体育施設費、五日市ファインプラザ運営管理経費703万3,000円の増額補正ですが、1つは30年が経過し、老朽化の著しいバスケットゴールの改修工事の前払金の予算480万円、もう一つは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による、今年7月から9月までの事業収入の減収分223万3,000円を指定管理者に対して補償するための予算でございます。なお、バスケットゴールの改修工事につきましては、今回の補正予算で前払金の予算を計上し、債務負担行為として来年度736万6,000円を限度額として残額を支出いたします。一覧表では、一番最後に説明を添付させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

歳出の一覧に戻らせていただきます。最後となりますが、市民プール運営管理経費136万7,000円の増額補正と、秋川体育館、中央公民館運営管理経費167万4,000円の増額補正ですが、これらの指定管理者に対して今年7月から9月までの減収補償をするための予算でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問などがありますでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

歳出ですけれども、教育振興費、小学校のICT環境管理経費としてACアダプターを3クラス分、120台という購入費の計上があります。中学校も同じですね。このACアダプターですが、学校で端末を保管するときには、充電庫のようなところに入れて、家に

持ち帰ったときの充電用のＡＣアダプターで今回３クラス分、１２０台の試行ということですが、将来的に全員がもし家に持ち帰るような場合には、全員分のＡＣアダプターの予算を立てて購入するという方向性なのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（吉岡 賢君）

お答えをさせていただきます。

今回のアダプターの購入に関しましては、今委員がおっしゃったとおり、試行的な対応ということで、小学校と中学校のそれぞれ３クラス分をイメージして購入させていただいて予算を計上させていただいております。アダプターの購入に関しては、これまで学校からもお話をいただいております、例えば自宅にタブレット端末を持ちかえって長時間使った場合、次の日に学校へ持ってきたときに充電ができていないと使用ができないという可能性もございます。なお、現時点では全校一斉にタブレット端末を持ち帰るということは想定しておりませんが、今後の状況によっては、検討していく必要もあるのではないかと考えております。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

基本的な質問ですが、学校から持ち帰って家で充電しないといけない状況なのでしょうか。もちろん使用時間によって全然違うと思えますけれども、端末が満充電の場合ほどのくらいの時間使用できるものなのですか。

教育長（私市 豊君）

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

仕様上のこととして、８時間から１０時間は使えるようになっています。今の教育総務課長の答弁にもありましたけれども、あくまでも学びの中心は学校になりますので、学校で使用できることを担保しておかなければいけない。しかし、今後家庭学習でタブレットを使用することも想定していかなければいけない。その一方で、タブレットそのものの自体の耐用年数もあります。したがって、今後どのような使い方をしていくか、学校によって差があるかもしれませんが、ＡＣアダプターも購入しなければいけない場合があるかもしれないですし、一斉に持ち帰りが通常になれば、アダプター自体を保管庫から外し、家に持ち帰るという選択肢もございますので、そこは今の段階ですと新たに購入するというのを考えるのではなく、今後どのような活用の仕方をしていくかによって、柔軟に対応していくという考え方でおります。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

ありがとうございます。もう一つよろしいですか。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

今試行的にというお話でした。ここにモデル校とありますが、例えばあきる野市で中学校6校のうちのこの学校、小学校10校のうちのこの学校をタブレット活用のモデル校として先進的にいろいろな取組をやってもらうという考え方でいらっしゃるのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

今田野倉委員がおっしゃったとおり、小学校、中学校でそれぞれこの学校にやっていただくかを検討しているところでございます。以上でございます。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

先ほど補正予算についてご説明がありました。その中で例えば社会教育費もそうですし、保健体育費もそうなのですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止という観点から、時短営業等の措置を講じるために指定管理者施設減収補償費がいろいろと出ていますけれども、ルピアについては7月から9月というお話でしたが、そのほかの体育館あるいはファインプラザ等々、これは期間によるところの補償金なのか、またはこれからそういう事態になったときには補償金を計上しなければいけないということになると思いますが、いずれにしてもこの負担金については、この施設の中で昨年度あるいは一昨年度と比較したときのこの補償と逆に収益が上がっていた額と比べたときには、どのような状況になっているのか、試算ようなものがあればお聞かせいただければと思います。

もう一点は、修学旅行のキャンセル料です。キャンセル料発生の日というのがあるのかどうか。そして中学校では増戸中学校の修学旅行が実施されないということですから、例えばこれからの3年生に修学旅行の代替として、このキャンセル料を使うことはできなかったのかどうか。どうしてもキャンセル料が発生してしまうのか、その辺をお聞かせいただければと思います。以上です。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

それでは、今のご質問にスポーツ推進課から指定管理料の補償について、ご説明をさせていただきます。

スポーツ施設につきましては、指定管理の館が秋川体育館・中央公民館、五日市ファインプラザ、市民プールと、この3館ございまして、それぞれ事情や状況が異なっている部分がございます。まず初めに、補償の対象期間というところがございますが、対象期間を7月から9月と限定して今回の補償をするところが五日市ファインプラザになります。これは前回9月補正で4月から6月について補償をしておりますので、切り分けて7月から9月の分について補償をいたします。

続きまして、秋川体育館・中央公民館、こちらにつきましては9月補正の段階ではまだ

補償が必要な状況ではないという判断をいたしましたので、7月から9月の分の中で4月から6月分について相殺して計算をしております。

市民プールについても屋外プールの事業費の指定管理料の減額ということについて、9月に行っていますので、その関係もあり9月の補償は見送りました。4月から6月分の部分を相殺して、今回の補償を計算しております。

今後の見通しという部分でございますが、先ほど館によって状況が異なるということにつきましては、秋川体育館と中央公民館は団体利用が大変多い館でございます。このため収入の減収分の幅が少ない館でございます。支出についても光熱水費等の減収も出てきておりますので、今後補償は必要になると思っておりますが、大きい額というものは出ないのではないかと見込んでおります。

続きまして、五日市ファインプラザにつきましては、9月も補償した状況でございます。今回も補償という状況は個人利用が大変多い館でございます。またプログラムもこれまで自主事業のプログラムをたくさん行って、その収入を得ている事業をこれまで行っておりましたので、今後もその利用状況の回復がなかなか難しいと考えておりますので、補償は必要になってくると考えております。

市民プールにつきましては使用料についても減収しておりますが、それに対する広告料も逆に減少しているということで、やはり今後も補償は必要だけれども、ファインプラザほどではないという見込みを立てておりますので、最後になりましたけれども、今回の補償するに当たっての減収の比較は、令和元年度、新型コロナウイルス感染症の影響が3月から出ておりますが、9月までは出ておりませんでしたので、令和元年度と比較して算出をしております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（沖倉英基君）

生涯学習推進課につきましては、秋川キララホールとあきる野ルピアを指定管理として所管をしております。あきる野ルピアにつきましては、補正の都度3か月ごとにこれまで補償をしてきております。今年度につきましては、4月から6月分についてを9月の補正でさせていただきます。今回上程しております7月から9月分につきましては、臨時休業、時短営業していました。あきる野ルピアは、非常に貸館が主なところで貸館業務が多いところですので、時間を短縮することによって想定される利用料金が目減りがあるところから、補償を補正の度にさせていただいているところでございます。その基準といたしましては、各月ごとに実績が相当当初の予定よりも少ない額になっているのですが、その実績額と新型コロナウイルス感染症拡大前の3年間平均、それから2年前の1年間である令和元年度の実績、それから委託料積算時の予算額、この3つの一番低いものと今回の実績額を比較して、各項目ごとに足したり引いたりすることによって、月ごとに算出して出た金額が今回でいうと120万弱ということで、積算をしているところでございます。あきる野ルピアについては、10月の下旬から通常開館に戻しておりますので、貸館的要素が強いということから、徐々には戻ってきている状況ではございますが、

コロナ禍ということで、利用者数が減少している状況もございますので、今後は利用状況・収支状況を見ながら、指定管理者の意見を聞き、補正等についての対応を考えてまいりたいと考えております。

それから、もう一点の秋川キララホールでございますが、秋川キララホールは指定管理料に歳出の部分で、事業費の一部を指定管理料として投入しております。現在は事業がコロナ禍でうまく進んでいなかったという状況がありますので、事前に投入している部分と目減りの部分と相殺しての精算になりますが、現状今年度上半期の積算状況を見ますと、補填をするレベルにないという判断を事務局としてはしております。ですので、今後については1年間、もう少し長いスパンを見て判断をしていく必要があるというところから、今年度はまだ一度も補正対応はしておりません。今後状況を見ながら、キララホールについては推移を見ていきたいと思っております。

それから、元年度と2年度との比較ということですが、元年度は後半からコロナ禍、2年度もコロナ禍というところで、非常に両方の施設とも利用料金収入、それから利用者数が減少している状況が全般的にございまして、以上でございます。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

増戸中学校の修学旅行につきましてご説明いたします。

まず、増戸中学校ですけれども、修学旅行の実施日が9月19日、日曜日でございました。緊急事態宣言中のため、延期をする形になりました。旅行会社は、今年度から延期の場合であってもキャンセルをした場合と同様にキャンセル料を徴収することになったため、支払う形になりました。また、増戸中学校につきましては、この後修学旅行に行く予定になっております。以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

この増戸中学校の場合には、これから修学旅行が行われるということですが、一度キャンセル料を払って、また新たに旅費がかかるということではよろしいですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

今のお答えをします。また新たにお金がかかることとなります。行き先が京都から変更になる予定です。以上でございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

一番最初に質問をさせていただきましたが、キャンセル料は旅行の何日前から発生するのですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

キャンセル料は、実施日の21日前から段階が上がり、20%のキャンセル料が発生する形になっております。今回は企画料等も関係しておりますので、そちらでまたキャンセル代に取られているところになります。

指導担当部長（草刈あずさ君）

補足で。

教育長（私市 豊君）

はい。

指導担当部長（草刈あずさ君）

小学校と中学校の違うところは、中学校は1年生で入学してすぐに、旅行の契約をして、その段階でもう既に企画料が発生しています。ですから1年前にキャンセルをしても一定のキャンセル料が発生してしまうのです。そこで、何日前になるとさらに値上がりしてくるということです。小学校の日光ですと、旅行会社によっては企画をしている20日前までであれば、全くキャンセル料がかからないということもありますが、中学校の京都、奈良への修学旅行に関しては、契約をしている段階で一定の、キャンセル料がかかる仕組みになっているということと、増戸中学校だけは2学期の予定で計画を立てていました。ほかの学校は1学期に予定をしていたのを延期をして10月以降に実施したのですけれども、五日市中学校は7月なので緊急事態宣言中ではなかったと、増戸中学校だけは初めの予定が9月で、その後京都、奈良でそのままのプランで延期するということができなかったの、行き先を変えて新たにまた計画をしています。

先ほどこの団体のプランにもお金を使ってあげてほしいというご意向でご質問があったと思うのですけれども、もともとの補助金については丸々残っておりますので、代替行事をする場合にはその中で1泊なのか日帰りなのかに応じて、補助をしていくという流れになっていきます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（丹治 充君）

企画料というお話が出ましたが、キャンセル料の中に含まれるということなので、業者は変わっているのですか。契約したときの業者はキャンセルになって、新たな業者ですよね。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

同じ業者と確認しております。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

同じ業者で、企画料もまたさらに徴収されるわけですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

行き先が変わったことによって、また別途の企画料が発生すると考えております。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

これは自然災害などが発生した場合も、中止を余儀なくされるのだけれども、その場合の代替案というのですか、あらかじめ業者でも持っているし、そういった意味ではやはり旅費については分かりますけれども、この計画したときの企画料まで同じように取られるのは。契約の段階でその辺はやはり一言その中に明記して、契約をするという方法を取らないと、専ら教育委員会の補正で出てしまうので、これはキャンセルしても、次にまたキャンセルすればキャンセル料もまた出るということになると思うので、その辺は業者との関係をさらに詰めておく必要があるのではないのでしょうか。業者が変わるということであれば別ですけど、業者が同じということであれば、まだ相談の余地があると思いますが。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

今丹治委員がおっしゃったように、来年度に向けて、その点については検討していきたいと思います。以上でございます。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

支出の部で、五日市ファインプラザのバスケットボールゴールの改修についてお伺いしたいと思います。こちらは老朽化したバスケットゴールですが、何年たったものなのかをまずお伺いしたいと思います。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

30年ほど経過したものでございます。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。

今回老朽化していて、改修をするということですがこちらのバスケットゴールは、どのぐらいの利用頻度があるのか、市民からどのように利用されているかが分からないのですけれども、その辺はわかりますか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

正確な数字は、すみません。現在持ち合わせておりませんが、利用の状況でございますが、週に何回か夕方に子どもたちの活動があったり、土日についても活動が見られます。また、個人開放もしておりますので、その中で個人の利用者さんが利用するということが定期的にあるという状況でございます。以上でございます。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

可動式で、なかなか買って来たものを簡単につけるようなものではないようですので、使う人にとっては非常にいいものかなとは思いますが、バスケットゴールだけでなく、スポーツ全般の振興もですけれども、このようなものがあるということを私自身知りませんでしたので、新しくなるということも含めて、スポーツの振興につなげていけたらいいなと思いました。こちらは意見でございます。

もう一点は学校給食費の給食センターの運営一般経費で、民間調理員の契約ができなかった期間について、支出の不用額の減額が600万円ほど上がっておりますけれども、その間は人員が足りない状況だったと思っておりますが、どのようにして運営されていたのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

学校給食課長。

学校給食課長（山本匡俊君）

まず、派遣調理員の契約につきましては、10月中旬頃に1名契約ができました。それまで4月からは会計年度任用職員で、主任調理員という肩書きを設けて男性の調理員を雇って調理をしていただいております、1学期間ということで。あと9月から10月中旬頃までは、やはり今いる職員と、会計年度任用職員の方を1名増員しまして、何とかということでございます。以上でございます。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

そうしますと、民間調理員、こちらは不用額が減額されておりますけれども、しかしながらこの4月から10月の期間も人件費はこの中から出ているのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

学校給食課長。

学校給食課長（山本匡俊君）

こちらにつきましては、職員課の予算で対応していただいております。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

分かりました。ありがとうございます。いろいろな方法で人材不足を解消する必要が出てくるというのが、なかなか厳しいところだなと思いました。なるべくそのようなことが

ないように、運営ができるといいなと思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかにございませんか。よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第27号令和3年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第27号令和3年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案28号あきる野市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則を上程します。

説明を指導担当部長にお願いします。

指導担当部長（草刈あずさ君）

では、議案第28号あきる野市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、これまで不登校児童・生徒への支援のための適応指導教室を設置し、在籍校への復帰に向けた指導及び助言を行ってきたところではありますが、文部科学省から不登校児童・生徒への支援の在り方について（通知）におきまして、児童・生徒への指導は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることが示されました。このことに伴いまして、規定を整備することから、あきる野市適応指導教室設置規則の一部を改正するため、教育委員会の承認を求めるものです。

詳細につきましては、指導担当課長から説明をいたします。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

それでは、説明させていただきます。

初めに、改正に至る背景でございます。平成28年度9月14日、文部科学省から不登校児童・生徒への支援の在り方について（通知）が発出されました。その後、平成29年3月31日に、文部科学大臣決定による義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律の基本指針の中に、支援に際しては登校という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立することを目指す必要があると記載されております。また、平成29年9月、学習指導要領解説の第4節の中に、児童（中学校につきましては生徒）の支援、2の特別な配慮を要する児童（生

徒)の指導につきまして、登校という結果のみ目標にするのではなく、児童(生徒)や保護者の意思を十分尊重しつつ、児童・生徒が自ら進路を主体的に捉えて、社会的自立することを目指す必要があると述べられています。これに伴いまして、規則を改正に至った経緯でございます。

内容につきまして、変更の点についてご説明いたします。

まず、名称ですが、学校復帰を目標とする適応指導教室の名称から、社会的な自立を目指すあきる野市教育支援室に変更いたしました。

また、事業につきましては、第2条に不登校児童・生徒の支援に関することということで、全般的な内容を入れさせていただいております。

(1) 学習指導の中に生活指導及び進路指導について記載しております。

(2) 対人関係及び集団生活の支援に関すること。

(3) 社会的自立への支援に関すること。

(4) 在籍校への復帰に関すること。

(5) 家庭、学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

(6) そのほか教育委員会が必要と認めていること。

以上が変更点になります。

説明は以上です。

教育長(私市 豊君)

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問などありますでしょうか。

坂谷委員。

委員(坂谷充孝君)

今回の改正ですけれども、適応指導教室を教育支援室に改めるという名称そのものが変えられるということですが、こちらこの名称を変える理由になったことというのは何かありますでしょうか、教えてください。

教育長(私市 豊君)

指導担当課長。

指導担当課長(縦山雄三君)

学校復帰を目指すという意味での適応指導という内容の観点から、次に社会的な自立を目指すという目標に変えまして、この中でその子どもたちを支援していくということで、あきる野市の教育支援室と名称を変更いたしました。

以上でございます。

教育長(私市 豊君)

坂谷委員。

委員(坂谷充孝君)

ありがとうございます。

教育長(私市 豊君)

ほかにもございませんか。いかがでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

名称が変わり、学校に復帰を向けてということ、そして社会的自立を目指すということで、事業内容もこれから変わっていくということなのではないでしょうか。今のせせらぎ教室の指導体制と何か具体的に、どういったことが変わるということがあれば教えてください。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

今年から教育支援センター機能として、スクールソーシャルワーカーやせせらぎ教室の指導員が外部との関係を持ちながら、中学生が新たなフリースクール等の新しい進路も含めたところで開拓をしながら、社会的自立に向けた支援をしていきたいと考えております。また、指導室でも高尾山学園等、視察に行きながら情報を収集し、子どもたちの支援をしていきたいと考えております。以上です。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

適応指導教室という名前は児童・生徒が少し気になってしまうというお話が先月もありましたけれども、私は1か所にそういう子が集まるという感じではなく、いろいろなところでその子に応じた集まりやすい場所ができればいいなと思っているのです。NHKで放送していたのですけれども、高知県の朝倉教育研究所の方が始めたあかりの消えない教室という部屋をつくりまして、そこで不登校の児童・生徒が本当に楽しく、慣れていき、復帰ができるというとても良い番組だったのです。そういうものがいろいろな場所にできるというなと思いました。個人的に私の知り合いが個人で不登校の児童を集めたいお部屋をつくったのですけれども、なかなか人が集まらないという相談を受けたことがあります。ただし、それは個人的な内容だったので、教育委員会としても個人的な人に援助、支援などはできないということだったと思いますけれども、できるだけいろいろなところで、元学校の先生だった人たちが、そういう思いを込めてつくったような場所には、行きたい人、子どもたちもその人との相性などあると思うので、そういうところが利用できたらいいなという希望があります。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほか、よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第28号あきる野市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第28号あきる野市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第29号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を上程します。

説明を生涯学習担当部長にお願いします。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

それでは、議案第29号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございます。市民運動広場相撲場の廃止に当たり、規定を整備する必要が生じたので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

改正内容ですが、あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の別表第1及び別表第5の中の市民運動広場から相撲場に係る文言を削除したものに改めるものでございます。

なお、施行日は公布の日でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問などはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第29号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第3 議案第29号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4、議案第30号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を上程します。

説明を生涯学習担当部長にお願いします。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

それでは、議案第30号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一

部を改正する規則についてご説明いたします。

提案理由でございます。体育施設個人使用料券売機の更新により、あきる野市スポーツカードですが、従来の磁気カードに替えて、利用者の利便性の向上や体育施設の入退場の処理の効率化に寄与するＩＣカードを導入します。さらに、市内に住所を有する障がい者および６５歳以上の者が体育施設を利用する際に、二次元コードの利用で入退場および使用料の減免等の処理を円滑にできる体育施設個人利用カードを新たに導入することに伴いまして、規定を整備する必要が生じたので、教育委員会の承認を求めるものでございます。詳細につきましては、スポーツ推進課長よりご説明いたします。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

それでは、ご説明申し上げます。

初めに、改正に至る背景でございます。券売機と窓口レジ等の老朽化に伴い、更新経費の補正予算の計上を６月の定例会でご承認いただき予算がつきまして、現在業者が決定し、２月末の納期に向けてプログラム等を構築中でございます。

設置施設は、五日市ファインプラザ、市民プール、秋川体育館、いきいきセンターとなります。窓口レジは全館設置しておりますが、券売機は費用対効果の観点から、個人利用が多い五日市ファインプラザと市民プールに設置しております。券売機は、個人の利用者が使用券の購入やスポーツカードによる使用料の精算を行うための機器です。なお、スポーツカードとは購入額１，０００円で１，１００円の利用料となる市民の継続的なスポーツ活動を促すことに寄与する事業のためのカードです。これまでの券売機のスポーツカードは、使用残高がカード面に記載される磁気カードでしたが、新しい券売機のスポーツカードは、先ほどご説明したチップの入ったＩＣカードになります。また、券売機を設置する五日市ファインプラザと市民プールに新たに入退場機というものも設置いたします。ＩＣカードは多くの情報が保存でき、さらなる利便性の向上を図る仕組みを構築できることから、使用券の発行方法等を変更いたします。これに伴い、規則の一部の改正が必要になったものです。

では、五日市ファインプラザのプールの利用を例に発券方法の具体的な変更内容をご説明いたします。これまでは、スポーツカードをお持ちの方は、１階に設置する券売機で使用券を発券し、地下のプール窓口で使用券を職員に提示し、プールを利用いたします。また、６５歳以上の方は、減免規定により使用料は半額で発券できますが、発券機は６５歳以上の方であることを認識できませんので、窓口レジで発券する必要があります。障がい者は、利用料が免除になります。窓口で障がい者手帳をご提示いただき、使用券を発行しております。

発券機の更新後は、スポーツカードをお持ちの方は、発券機を使用せず直接地下のプールの窓口を設置する入退場機にスポーツカードをかざして、スイカのようにタッチ・アンド・ゴーで入場使用料の精算ができるようになります。また、スポーツカードをお持ちの６５歳以上の方も、カードに年齢情報を保存できますので、窓口に寄らず減額後の使用料でタッチ・アンド・ゴーでプールを使用できるようになります。さらに、新しい券売機は

QRカード、二次元コードというのが正式な名称ですが、その中のQRカードという、これに対応可能ですので、スポーツカードの利用を希望しない65歳以上の方には、65歳以上である情報を保存したQRカードを発行し、QRカードを発券機にかざすことで現金で使用券を購入することができます。今、二次元コードのQRカードと申し上げましたが、これが部長からの提案説明の体育施設個人利用カードという名称で使用をいたします。

最後に、障がい者の使用料の免除適用でございますが、こちらにも障がい者である情報を保存したQRカードを発行し、発券機で使用券の発行ができるようになります。これにより障がい者の方が使用のために窓口で障がい者手帳を提示する必要がなくなります。なお、更新後も券売機でスポーツカードによる発券をしたいという方や障がい者の窓口での発券を望む方、そういったこれまでの全ての発券方法はこれまで同様に行うことができます。つまりスポーツカードを利用する方は、タッチ・アンド・ゴーで利用しやすくなり、窓口で使用券を発券する必要があった減免を受ける方は、窓口に寄らないで発券機で発券ができるようになるというものでございます。これらの対応をするため規則の改正が必要になったというところです。

先ほどお配りさせていただきましたカードの比較表でございます。どういう発券の仕方が今後新しい形はこうですよということでご説明申し上げましたが、お配りいたしましたこの表は、カードの機能の比較となります。上段があきる野スポーツカードについてですけれども、磁気カードで今までは窓口、発券機で使いましたけれども、ICカードになり全ての機能がこのカードでできます。その下の減免の確認のみの機能を有するカードとして書かれて比較しておりますのが、リフレッシュカードという今まで65歳の減免の方に申請によって紙のカードを発行してありまして、これを目視で確認して現金か窓口でスポーツカードと一緒に購入するなど、そういう対応をしていたリフレッシュカード、これが右の体育施設個人利用カード、これがQRカードと申し上げたものですが、こちらに替えて発行をできます。すると、これによって窓口だけではなく券売機で人と接触しなくても券が買えるようになるという機能の比較でございます。

私からの説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問などがありますでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

今の説明を聞きますと、非常に利用者にとっては使いやすくなるのかなと感じました。

ICカードを導入した際に、最初にお金をチャージする機能というのは券売機について、自分が使うとチャージした金額が減っていきますよね。その減っていた残高というのもICカード上に読める形で見られるICカードになっているのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

ICカードのチャージでございますけれども、委員のおっしゃられるとおり、券売機で

チャージができます。その残高につきましては、スイカと同じようにカードの表面では確認が取れませんが、券売機を通したとき、または入退場機でも、そこに残高が必ず表示されるようになっております。以上でございます。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

ありがとうございます。もう一点お願いします。施行規則の一部を改正する規則の中の2番のところに、このスポーツカードや体育施設個人利用カード、これはQRコードの交付を受けようとする際は、利用者登録をしなければならないとありますが、これはどのような形で行う予定なのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

お答えいたします。交付を受けようとする者は、氏名、住所、連絡先、生年月日等をお届けいただいて発行をする予定でおります。以上でございます。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

すみません、その届けるというのは、各体育施設の窓口などで登録手続を一人一人が行うという形ですか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

委員のおっしゃられるとおり、各施設で申請をいただく予定でおります。これまでもリフレッシュカードにつきましては、同様にお届けいただいて発行してきたというところがございます。今回のカードにつきましてもお届けいただいて発行をするということになります。理由の一つには、例えば紛失等したときの対応ができるような形でお届けいただくことを想定しているのと、またこのお届けいただいた情報を、これからのあきる野市のスポーツの推進のためにどういうご利用の状況があるのか実人数や、また延べ人数など、そういった利用状況を把握し、分析し、あきる野市のスポーツの推進に役立てていきたいと考えているというところがございます。以上でございます。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

こちら規則の改正には直接関係がないかもしれませんが、市民の利便性が高まるというお話がありました。それを考えますと、お持ちでない方は、新たにこのスポーツカードを発行するという形でもよろしいかと思うのですが、現在例えばコンビニエンススト

アや公共交通機関などのＩＣカードを利用されている場合が非常に多いと思いますので、新たなカードを発行することなく、そちらのカードを利用することができるというのが一番望ましいのではないかと思いますので、現在新しいシステムの構築を進めているというのですが、それを使うことができる可能性はないのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

お答えいたします。残念ながら、現在のところはその可能性はございません。申し上げますのは、他のＩＣカードと同様に相乗りしていくには、クラウドサーバーにそれだけの情報を蓄積して、データを引いて利用していく必要がございます。そこにはクラウドサーバー等々莫大な費用と、また個人情報の取り扱いという課題等もございます。そういったところから、未来はそういった時代が来ることを期待したいところですが、現在は今の範囲の中で情報を収集、管理する中で利用していくというところでございます。

委員（坂谷充孝君）

残念です。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかよろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第３０号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第４ 議案第３０号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第５ 議案第３１号あきる野市体育施設に係る指定管理者の指定についてを上程します。

説明を生涯学習担当部長にお願いします。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

それでは、議案第３１号あきる野市体育施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。

提案理由でございます。あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第４条第１項の規定により、教育委員会１０月定例会においてあきる野市体育施設である市民プールの指定管理者の候補者として選定した事業者であるシンコースポーツ・アズビル共同事業体について、同条例第５条第１項の規定により、指定管理者に指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、令和３年あきる野市議会第２回定例会に上程するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

指定管理を行う施設の名称は市民プール、指定管理者の候補者として選定する事業者名はシンコースポーツ・アズビル共同事業体、指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などがありますでしょうか。よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第31号あきる野市体育施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第5 議案第31号あきる野市体育施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6 報告事項（1）、あきる野市教育基本計画（第3次計画）について、報告者は説明をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長（吉岡 賢君）

それでは、私からあきる野市教育基本計画、お配りしております冊子に基づきまして、素案についての概要の説明をさせていただきたいと思っております。できるだけ手短にご説明するものでございますが、少しお時間をいただきたいと思います。

それでは、まずあきる野市教育基本計画（第3次計画）素案、こちらをご説明させていただく前に、この素案の作成に至るまでの経緯について簡単にご説明申し上げます。

次期計画の策定に当たりましては、これまで本年4月の教育委員会定例会におきましてご承認をいただきましたあきる野市教育基本計画（第3次計画）策定検討委員会設置要領に基づきまして設置いたしました策定検討委員会、それと教育委員会事務局、課長級職員で組織する検討部会におきまして協議を進めてまいりました。今回お示ししている素案につきましては、この策定検討委員会や検討部会の中で頂戴したご意見、ご指摘などを踏まえ、修正なども加えながら本日の教育委員会定例会においてご報告をさせていただくものでございます。

それでは、事前にお渡ししておりますあきる野市教育基本計画（第3次計画）素案についての概要について説明をさせていただきます。

まず、表紙から2枚おめくりいただきまして、目次をご確認いただきたいと思います。本計画は、第1章から第3章まで、この後に続きます資料編で構成をさせていただいております。まず、6ページが第1章、第1節、計画策定の背景から次ページ、第4節の計画の基本的な考え方と位置づけまででございますけれども、こちらを少し概要としてご説明

をさせていただきます。この計画につきましては教育基本法第17条第2項の規定に基づきまして策定する本市の教育振興に関する計画であり、第2次あきる野市総合計画を上位計画とし、あきる野市教育大綱や既に策定されております計画等との整合性、また関連分野と連携を図りながら策定をしているものでございます。また、第3次計画の策定に当たりましては、第2次計画の基本姿勢を継承しつつ、現行の国の教育振興基本計画及び東京都の教育ビジョン（第4次）などを踏まえまして、本市の教育目標、そして取組目標及び基本施策を当てはめ、再構築をしていることなどを記載しております。

次に、11ページ、第5節、計画期間でございますが、前計画である第2次計画でございますが、平成26年度から令和2年度までの7年間を計画としているため、本来であれば令和3年度の改定予定でございましたが、上位計画でありますあきる野市総合計画の期間が1年間延伸されたことに伴いまして、同じく1年間延伸し、令和4年度から令和8年度までの5年間としております。

次に、第6節の計画の体系でございますけれども、第2次計画では7つの取組目標に基づいている22の基本施策と104の事務事業を実施計画の対象項目として設置しておりましたが、教育部局においては各分野ごとに個別の計画等が策定されておまして、それぞれ専門する分野の有識者等が評価を行っているという実情もございます。また、それぞれの計画につきましては、教育基本計画を上位計画としておまして、分野ごとの具体的な施策や事業はその中に網羅をされているということから、第3次計画におきましては個別計画等を束ねるという性格を踏まえまして、第2次計画という基本施策レベルまでを規定する構成ということで見直しを行っております。

次に、資料13ページの施策体系図でございます。まず、教育目標と取組目標でございます。本計画の教育目標につきましては、令和元年度の総合教育会議の中で示されました現行計画の基本的な考えを引き継ぐ計画として策定するという方向性を踏まえまして、「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」としております。

次に、教育目標の実現に向けた取組を進めるに当たっての取組目標を4つの柱として設置をしているところでございます。また、取組目標に示しています基本施策としては17の施策を設定しており、特に注力をすべきものとして6つの重点施策を設定しているところでございます。

続きまして、資料15ページ、第2章、取組目標別の施策についてをご確認ください。

こちらのつくりでございますけれども、16ページから38ページまでになりますが、まずは取組目標に対する現状と課題を取り上げまして、それを踏まえた上でひもづいている基本施策、それに対する推進事業を通して施策の方向性や取組についての記載をさせていただきます。

それでは、資料16ページから御覧をいただきたいと思います。まず、取組目標1、夢と志を持ち、未知の事態にも対応できる能力の育成でございます。取組目標1では、著しく変化し、予測が困難な時代を生きる子どもたちが、その変化を前向きに受け止めながら、新たな局面を乗り越え、他者との関わりの中で生き抜いていく力を育む教育を目指し、4つの基本施策を設定しております。その中で、確かな学力の育成を重点施策として位置づけております。

次に、資料 2 2 ページを御覧ください。取組目標 2 でございます。多様な教育的ニーズに対応した教育の提供でございます。取組目標の 2 では、特別な支援を必要とする児童・生徒に限らず、全ての児童・生徒の多様な教育的ニーズに対応できる学校教育を目指すとともに、子どもたちを取り巻く教育環境の整備に努めるため、5 つの基本施策を設定しており、その中で特別支援教育の推進、それといじめの防止と多様な相談体制の充実、こちらを重点施策に位置づけております。

次に、資料 2 8 ページを御覧ください。取組目標 3 で、生涯を通じて学び活躍できる環境の整備でございます。取組目標 3 では、超高齢社会を迎える中、同じ時代を様々な世代が生きていく上で、年齢や性別、障がいの有無を問わず、全ての市民が生涯にわたって心豊かな生活が送れるよう、意欲的に学ぶことのできる環境の整備と学習機会を提供できる取組を推進するため、4 つの基本施策を設定しております。その中で生涯学習活動の推進、それと誰もが楽しむスポーツの推進を重点施策として位置づけております。

次に、資料 3 4 ページを御覧ください。取組目標の 4、家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動でございます。取組目標 4 では、人と人との深い結びつきの中で、子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭、地域、学校が連携し、子どもたちを地域社会全体で支え、見守る環境と意識の醸成に努めるため、4 つの基本施策を設定しており、その中で地域との連携による学校運営の支援を重点施策として位置づけております。また、各施策におきましては進捗状況等と点検評価を行っていくため、数値化できるものにつきましては第 3 次計画では成果指標の設定をしているところでございます。

次に、資料 4 0 ページでございます。第 3 章につきましては、当計画の進行管理についての記載をしております。

次に、資料 4 2 ページ以降でございますが、こちらは資料編といたしましてあきる野市の教育大綱、それとあきる野市教育基本計画（第 3 次計画）策定検討委員会の設置要領及び委員名と、また用語説明などを入れさせていただいております。

本計画の概要については以上となりますが、最後に今後の予定についてもご報告をさせていただきたいと思っております。本日の教育委員会定例会の報告後、12月10日の市議会福祉文教委員会での報告を行い、12月15日から1月15日までの間でパブリックコメントを実施する予定となっております。その後、必要に応じて訂正などを加えまして、2月の教育委員会定例会で最終案を決定し、3月議会の全員協議会におきましてご報告をさせていただく予定でございます。なお、本日は各部課長が参加しておりますので、個々の事業に対する内容等についてのご質問については、各課長から報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

少し長くなって申し訳ございませんが、私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問等がございましたらお願いをいたします。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

読ませていただきましたけれども、今小中一貫教育は幼保からつながってきていましたよね。すごく良いことだと思うのです。小中まではあるのですけれども、高等部にも発達障がいの子がすごく増えていて必ず関わります。中学を卒業した段階から例えば特別支援学校の高等部に通うとか秋留台高校、あと青峰学園などの特別支援教室の高等部に通う子が多くなると思うのです。その場合に一応組織的に、定期的にその子たちの関係、連携を小中だけでなく、高等部までできたらいいなということと、それからこの中で記されていますけれども、例えば青年学級についても生涯学習推進課で考えていただくようになりましたが、やはり高等部の子どもたちの行き場所とか、そういう点についての教育については少し目が行き足りないと思います。なので、もし可能であれば秋留台高校の特別支援教室とか、それからあきる野学園の特別支援学校との定期的な連携組織のようなものがあつたほうが、これから小中学校で途切れてしまうのではなく、高等部まで行き、それから卒業後の青年学級、それから一生その子の後の面倒まで見られるような形の障がいを持った子どもにとって住みやすい市になるといいなと思うのですけれども、秋留台高校などとの連携についてのお話は考えが浮かばなかったですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

今小西委員からお話がありました都立高校との連携についてですが、先日指導室で秋留台高校の校長先生がふれあい校で土曜日に説明会等があり、お話を伺い、今後ご意見いただいたところで検討、つながっていく方向でしていきたいと。あとせせらぎ教室から行っているお子さん等もいるので、そこでも現在のところ連携しているところがございます。また、あきる野学園等につきましては、本市で研修等を行っておりまして、今年度、昨年度となかなか難しかった部分があるのですけれども、今後特別支援教室の充実を図るために、研修を一緒に連携してやっていきたいと考えております。以上でございます。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

定期的にそういう計画があるのですね。年に3回とかではなく定期的に。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

主にあきる野学園につきましては、先生方を呼んで研修等を夏期に設定していたところでございます。また、小・中・高の連携で今お話がありましたけれども、学校生活支援シートというものがございまして、小学校、中学校で使ったものを高等学校にも引き継ぐような形で進めているところがございます。以上でございます。

委員（小西フミ子君）

分かりました。

教育長（私市 豊君）

この基本計画と個別の計画というところの説明を。

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

ここが教育委員会の中では大きな方向性として、施策の方向ということで、そこまでの個別のことは書いてないですけども、昨年度、教育委員会にお諮りしました特別支援教育の基本計画の第3次計画の中には、指導室や生涯学習に限らず、その中の障がい者支援課の事業なども含めてトータルで、この義務教育期間に限らない支援については、この基本計画の下位計画に当たる特別支援教育の推進計画の中で、そういった連携などはもう既につくっているところでもありますということです。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

委員（小西フミ子君）

分かりました。すみません。

教育長（私市 豊君）

ほかにございませんか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。8ページに満足度と重要度の表をつけていただきまして、すぐく分かりやすいなと分布を見て感じましたけれども、ほかのところでも少し5番というのは大変重要度が高いのに、全然満足度が低い、これは他のところですので、こういう見方ができると何か分かりやすいなと思いました。

その中で、赤印がついているのが教育委員会の教育分野だということ、やはり満足度が低いところになっている人権尊重の推進のところ、そこを今後はどうしていく予定なのかということを見たところ、18ページに人権教育の推進というところがあり、そして施策目標を見ますと、人権啓発に関する事業の実施回数及び参加者数ということ、結局現状維持ということになっているのです。やはり満足度が低い、重要だということであれば、こういったところはより向上させていこうという、そういう意思が例えば計画の基本施策であったり、目標に出てくるのではないのかなと思いますので、特に現状では教育分野で満足度の低いところについては、底上げをしていくということ、計画をしていけばいいのかなと思います。

また、満足度は高いに分類はされていますが26、27、29、30ですか、この辺りも現状を維持していくという見方よりもより高めていこうという計画を立てるとよいのではないかと考えました。そういったところと市民の皆様からの意見も踏まえて、今後には生かせる計画にしていけばいいなと思いました。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

失礼しました。上位計画、下位計画の話で今あきる野市の総合計画の中で教育の分野がありまして、やはり人権教育が大事ということで、こちらの指標と同じものを立てているのですが、失礼いたしました。こちらでは人権教育に関する事業の回数は4回ということ

でしておりましたので、大変失礼いたしました。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

では、上位計画に基づいてつくっていただければと思います。今後ともよろしくお願
いたします。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

分かりました。

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

すみません、内容についての質問が1つと、記載についての質問がいくつかあります。

内容については、37ページ、38ページにコミュニティスクールの充実ということで、
38ページの施策の目標のところだと、実績としては今のところゼロ校なのを、令和8
年度には16校という市内全校にコミュニティスクールを導入するという施策が組み
まれています。これはどのような形で5年後に持っていこうとお考えなのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（吉岡 賢君）

コミュニティスクールの導入にあたっては、既存の学校評議員制度や、生涯学習推進課
が所管となります学校支援地域本部などとの連携や調整などについても一定の整理をす
る必要があると考えております。現時点では具体的なスケジュールなども決まってお
りませんが、できるだけ早い段階で、本市におけるコミュニティスクールの在り方など
について協議するための組織づくりなども含め検討していく必要があると考えて
おります。

以上です。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

ありがとうございました。今のコミュニティスクールについては、やはり地域の力が大
きいと思いますので、ぜひ学校にその力を貸していただければと考えています。

あと、細かい記載のところですが、まず8ページの先ほど坂谷委員がおっしゃって
いた満足度とのクロス集計結果、たしかに赤字が教育分野だとは思うのですがけれど
も、何か一言、教育分野の施策は赤字で表示していますという記載があると、分
かりやすいかなと感じました。

それと、26ページの一番上のICTの活用や個別最適な学び、私は個別最適な学
びという文言に引っかかりを感じました。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（樺山雄三君）

26ページの個別最適な学びというのは、文部科学省で書いてあります。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

分かりました。すみません。

教育長（私市 豊君）

ほかよろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第7 報告事項（2）、あきる野市生涯学習推進計画（学びプラン4）について、報告者は説明をお願いします。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（沖倉英基君）

生涯学習推進計画の策定スケジュールにつきましては、6月の定例会で説明をさせていただきましたが、本日は教育委員の皆様には現在の計画案について、配付資料を基に報告をさせていただきます。

まず最初に、1の計画策定の背景でございます。資料は5ページをお開きください。国は、平成30年に策定しました第3期教育振興基本計画に沿って、高齢化の進行、技術革新の進展が進む社会情勢を背景に、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進を掲げております。これは平均寿命が伸びた現在においては、若年期だけでなく、生涯にわたり学習を継続することが重要であるとの考えであります。中央教育審議会答申においても、同様に誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要としています。

次に、東京都は、平成31年に策定した東京都教育振興基本計画、情報化や国際化など急速かつ激しく変化する社会を生き抜いていく子どもを育成するため、学校・家庭・地域社会が協働して子どもの知徳体を育むこととしています。ここでは学齢期の子どもを対象にしていますが、激しく変化する社会に対応できるよう、知識、技能を習得するという点は国が示す生涯学習の方向性と同じ方向性を有していると言えます。

次に、市が令和3年度に策定する第2次あきる野市総合計画は、市が策定する全ての計画の基本となるその他の行政計画については、総合計画を上位計画として策定されることから、学びプラン4は総合計画と整合を図っております。また、教育委員会が令和3年度に策定する第3次あきる野市教育基本計画は、市の総合計画の教育の分野を担うものとして策定される計画です。学びプラン4は、教育基本計画と整合を図る策定をしております。

次に、社会教育の課題等に関する協議、教育委員会に意見具申などを行う社会教育委員の会議からは、近年生涯学習に係る提言として、個人の能力や経験を社会に還元することや地域のつながりの重要性などが挙げられております。

続いて、7ページ、これまでの生涯学習推進計画、計画策定に当たっての視点でございます。生涯学習推進計画は、平成16年に策定以来、23年、27年と改定をしております。

す。現在の計画は、令和2年度までを計画期間としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、1年間延伸をしております。

次に、8ページ、計画策定に当たっての視点で、これにつきましては3点ございます。

1点目は、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、2点目は知の循環型社会づくり、3点目はICTを活用した新しい学習様式の推進であります。

1点目の人生100年時代を見据えた生涯学習の推進であります。これは国の教育振興基本計画にも掲げられているもので、高齢化が進み、平均寿命が延びている現在において、若年期のみならず生涯にわたって学び続けることが重要であるという考えであります。

2点目の知の循環型社会づくりにつきましては、これまでの計画でも主軸に掲げております。これは学んだことを社会に還元していこうという考えであります。

3点目は、ICTを活用した新しい学習様式の推進であります。新型コロナウイルス感染症の拡大により活用が広まったICTであります。ICTを生涯学習に活用していくことで、これまで時間や場所の制限があつて学習に参加できなかった方も、学習に参加できるようにしていくことで、生涯学習に参加する機会が増えるという考えによるものであります。

いつでも、どこでも、誰もが学ぶことができる環境については、持続可能な開発目標にもつながります。SDGsでは、教育分野での目標として質の高い教育をみんなにを掲げ、全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進することを目指しております。そのためにも、いつでも、どこでも、誰もが学ぶことができる環境を整備することは重要であります。

学びプラン4は、学びプランⅢを基に総合計画及び教育基本計画と整合を図り、国、都の動向などを踏まえ、これら3つの視点を持って策定しております。

計画の期間につきましては、総合計画、教育基本計画と合わせ令和4年4月から令和9年3月までの4年間といたします。

続いて、11ページ、本市における生涯学習の現状となります。本市の生涯学習の現状を把握するため、平成25年度から令和2年度までに実施しました市民アンケートのうち、生涯学習の推進に対する満足度と重要度から考察をしております。満足度につきましては、生涯学習に興味のある方が増えていることが示唆されるため、既に参画している方の満足度を上げるとともに、裾野を広げる取組が必要であると考えています。また、特に現役世代の方が生涯学習に参画していただける取り組みが必要であることが分かります。

次に、生涯学習の推進が市の行う施策として重要と考えるかという問いに対して、分からないと回答する方が増加傾向にあることなどが分かります。生涯学習の啓発に対し、アプローチの対象と方法などについて、こうしたアンケート調査結果等を基に検討していくことが必要です。

次に、生涯学習関連施設の利用状況についてですが、秋川キララホールなどの文化施設については、利用者数が減少傾向にあります。要因として、参画する市民の高齢化などが考えられますが、いずれにしても生涯学習振興の中心となる場所であること、より利用促進を図る必要があります。一方、主なスポーツ施設については利用者数が増加傾向にあることが分かります。

続いて、20ページをお開きください。計画の基本理念等となります。基本理念、基本目標、基本方針につきましては、コロナ禍という特殊事情がございましたが、国、東京都の動向や市の方向性の軸となる部分に変更は見られないことから、これまでの計画を引き継ぐものとします。基本理念である「あなたが主役 創ろう！ とともに学び、支えあい、心豊かなまちを育む市民の生涯学習」の下、「いつでも、どこでも、だれもが学べる環境づくり」、「さまざまな地域資源や学んだことを生かした学習の振興」、「自主的に学び、主体的に活動できる市民の育成」、「学習をつなぎ、支えあう豊かな心に基づく地域力の育成」、このことを基本目標として掲げております。

また、基本目標を達成するため各施策を実施するに際し、「学びをつむぐ」、「学びをひろげる」、「学びを伝える」、「学びの環境をつくる」、「学びをつなぐ」、「学びを創る」、このことを基本方針としております。

次に、22ページ、A3横置き、計画の体系図をお開きください。中心付近に縦長にございます基本理念と、それから基本理念を基にして掲げる基本目標の達成に向け、個別施策を実施してまいります。具体的な施策につきましては、後段に記されておりますが、既に事業が終了しているもの及び類似施策の整理統合、このたびの改定に合わせて行いました。それにつきましては、関係課長で構成する推進本部幹事会で意見を伺いながら確認をいたしました。また重点施策については、基本的には学びプランⅢのものを引き継いでおります。

続いて、54ページをお開きください。数値目標の設定でございます。数値目標につきましては、現在把握している数値について、あきる野市生涯学習推進市民会議でご意見をいただきながら設定をいたしました。内容といたしましては、生涯学習の活動の有無、生涯学習の意欲、それから学習により身につけた知識技能や経験の生かし方、この3項目、いずれも以前に実施しました市民アンケート調査を基にしたものでございますが、さらなる生涯学習の推進を今後目指していくものとし、アンケート結果を上回る数値を目標として設定しております。目標達成状況につきましては、今後の市民アンケート、生涯学習に関する施策の設問を設け、把握してまいります。

また、各施策につきましては、進捗状況を来年度あきる野市生涯学習推進市民会議に報告し、いただいたご意見については今後の取組に生かしてまいります。施策に関する内容、市民会議の市民の皆様からいただきましたご意見については、計画案に既に反映してございます。そのほか、計画策定に当たっての視点、計画の基本理念等につきましては、市民会議の委員の皆様から承認をいただいております。

今後の予定でございますが、12月9日に常任委員会、福祉文教委員会で報告をさせていただきます。その後12月15日から1月15日までパブリックコメントを行い、2月の教育委員会定例会でご報告をさせていただいた後、3月の議員全員協議会で報告をさせていただく運びとなっております。

説明につきましては以上となります。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問などがありますでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

2点お聞きします。1点は前回の学びプランⅢですと、用語解説が巻末に資料の形で載っていたのですが、今回は文言が出てきたすぐ下のページに解説が載っています。確かに見て分からない用語は、下を見るとすぐに分かりますが、見たときに解説の部分がページ、ページによってスペースが大きかったり小さかったり、あと解説する文言も数が前より大分減っているように感じました。後ろにまとめて索引の形で載せたほうが、私としてははっきりするなと感じたので、一応意見として出させていただきます。

もう一つよろしいでしょうか。

教育長（私市 豊君）

はい、どうぞ。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

各項目のところですが、例えば38ページ、39ページのところを見ますと、事業が全部で7事業あります。このページですと7つあるうちの5つの事業が前に出たものをもう一回重複して載せている再掲という形になっています。これはこういった形が分かりやすいということなのでしょうか。

生涯学習推進課長（沖倉英基君）

1点目のつくりの部分で、今回は担当者等とも協議しながら進めてきたのですけれども、より近くにあったほうが分かりやすいということもあり、これは取り方にもよると思うのですが、そこはいろいろな考え方があると思いますので、協議の仕方、より分かりやすいようにというところは預からせていただきたいと思います。

それから、2点目につきましては、再掲という形で載せているのですけれども、関わりがあるところは、もちろん関わりがあれば再掲という形で、そのほうがこれも分かりやすいかなというところで表記をしています。関連性の部分で濃いところ、濃淡もございませぬ。ですから、そここのところもつくりの部分にはなるのですけれども、他の計画等とのつくりも参考にさせてもらいながら、今回はこのような形を取らせてもらったということですので、これについては再掲で、より薄いかもしれませんが、関わりのあるところはまとめさせていただければいいなと考えているところです。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

そうですね、1つの事業がここにもあそこにも関わっているということなのだと思うのですが、重複して再掲することにより、すごくボリュームが出てしまっているのかなと感じたので、質問させていただきました。以上です。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

私も、用語の解説について、例えば39ページの47番、高齢者の学習機会の充実の認

知症カフェというのが出たときに、これはどういう形なのだろうなと思い下を見たけれど、下には書いていなかった。そういうときにやはり統一していただけると、初めて聞くのが私だけかもしれませんけれども、見てもすぐに分らなかったのです。

それから、もう一ついいですか。

教育長（私市 豊君）

はい、いいです。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

これはとても広げてほしいと思ったものは、公民館などで市民解説員がいろいろと市内を回ったりして市内の情報を発信していて、あきる野の歴史クイズとか近代編とか伝統産業編とか地域巡りとか、とっても興味深い内容がクイズになっていまして、私が初めて知るようなあきる野市についてとっても詳しく書いてあったのです。こういうものが公民館にあり初めて見たのですけれども、五日市線は何という名前だったのかとか、いつ頃できたのかとか、そういうのも面白かったです。なのでそれをいろいろなところに置いてほしいという希望があるのですけれども、今はどこに置いてありますか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（沖倉英基君）

現状では公民館でございます。各学校には、コロナ禍によって在宅等の方々に手に取って分かっていただくとか、あとはホームページからも入れるようになっていて、宣伝もこれからしていかなければならないのですけれども、非常に好評をいただいている部分もございますので、現状は公民館と各小中学校に1部ずつ、こんなものがありますよという周知をさせてもらっているのですけれども、より効果的に周知を図る必要もあるかと思えますので、他の公共施設等にも配備できるよう、検討してまいりたいと考えます。

委員（小西フミ子君）

お願いします。ありがとうございます。

生涯学習推進課長（沖倉英基君）

それから、表記の点につきましては、先ほどの田野倉委員のご質問と重複すると思えますけれども、より分かりやすい、分かりづらい要素については極力注をつけるようなところは心がけて、一旦預からせていただきたいと思います。

委員（小西フミ子君）

ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

なお、ご指摘のあった点については、精査してまだ修正の時間ございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして、教育長及び教育委員報告に入ります。

私から報告をいたします。今月になりまして、新型コロナウイルス感染症の感染者数は大幅に減ったことで、日常が取り戻しつつあると思います。今回私の報告書の中で、3日の家庭の日・青少年善行表彰式、それから8日の学校訪問（屋城小学校）、13日の屋城小学校50周年記念式典、15日の学校訪問（多西小学校）、16日のICT研究発表会、そして17日のいじめ問題対策検討委員会と、今までは中止の類いの行事だったと思います。これが予定どおり11月に入って事業が実施できるようになってきていると、そういうふうに今回この報告書をまとめていて感じました。このまま終息に向かうことを願うところでもあります。

私からは以上でございます。

ほかの委員さんから特に何か報告等がありましたら、お願いしたいと思うのですが。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

今教育長の話にもありましたが、16日にICT研究発表会が草花小学校で行われました。なかなか学校訪問に行っても子どもたちが授業をしている様子を見る機会がなかったのが、この発表会で本当に2年近くぶりに授業に取り組む様子を拝見することができました。タブレットが配られて半年、どのような形で実際に授業で使われているかというのを初めて拝見して、非常に驚きました。学校の先生たちは忙しいのにやるが増えてしまい大変と思っているのかなと思いきや、どの先生方も非常に工夫して、子どもたちも意欲的に授業に取り組んでいたのが非常に印象的でした。何より本当に楽しそうに授業が行われていたのがとってもよかったですと思います。

その中で、最後に体育館で研究発表に対する質疑応答がありました。大体今までは司会者が質問を受付けてもシーンとした感じだったのが、今回いろいろな先生方から質問とか疑問が投げかけられて、非常に活発な質疑応答になったというのも、非常によかったですと思います。それだけ教員の方たちが危機感を持って、どうにかしてICTを活用した授業を改善していきたいという強い気持ちの現れが感じられました。

最初の学校訪問のときにも学校現場からお聞きしていたのですが、やはり財政の面で予算をつけるのは難しいかもしれませんが、現場の先生方が使いやすいソフトを、ぜひタブレットを一人一台配っておしまいではなくて、実際に活用できる、授業の中でこれがあつたらもっといいのという現場の先生方の思いをできるだけ教育委員会でも酌み取って、現場が使いやすいソフトを入れるような予算措置が取れるといいなと思います。以上です。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

私も今回の研究発表が大変印象的だったのですけれども、特に学力向上対策あたりでも明確に以前と違った成果がやはり見られております。なおかつ今回のGIGAスクール構想の中でも比較的草花小学校は先進的だと思います。そういった意味でまだまだ他の学校については、やはり先生方は一生懸命やられてはいるものの、学校間の格差といいますか、

そういうものが見られるのではないかと思います。

そこで、市の教育センター辺りで、今回発表された教材教具等含めて、内容も含めてスクラップしておくとして、それをまたほかの学校が使いたいときにはその教育センターからお借りすると、なかなか単独で草花小学校さんに行ってお聞きするという点では、授業等がある中では各学校の先生方はなかなか聞けないというのがあると思うので、必要なときに必要なものを学習できるというのは、そういう意味でもぜひ教育センターの業務の中にも組み込んでいけたらいいなと感じました。以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、質問等がないようですので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長（吉岡 賢君）

それでは、私から、今後の日程等についてのご案内をさせていただきます。

初めに、11月22日、月曜日でございます。東京都市教育長会の幹事会及び総会が予定をされております。

次に、11月25日、木曜日でございますが、現教育長の退任式が予定をされております。

次に、11月26日、金曜日でございますけれども、新教育長及び新教育委員の辞令交付式及び新教育長の就任式が予定をされているところでございます。

次に、11月29日、月曜日でございますが、西秋留小学校の学校訪問を予定しております。同じく、翌月の12月14日になりますけれども、一の谷小学校の学校訪問を予定しております。いずれも出発は午前9時、市役所を出発する予定でありますので、現地に直接行かれる場合については、ご連絡をいただきたいと思います。

続きまして、12月17日、金曜日でございます。こちらは、午前11時から、ここ505会議室におきまして、教育委員会の感謝状贈呈式が予定をされております。なお、今年度の対象者については14名となっております。

最後に、次回12月の定例会でございますが、同じく12月17日の金曜日午後2時から、ここ505会議室で開催を予定しております。

私からの案内は以上でございます。

教育長（私市 豊君）

何か、今のことで確認ございますか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、以上をもちましてあきる野市教育委員会11月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後4時04分